

(17) 退職金規則

(目的)

第1条 この規則は、就業規則第35条に基づき、職員が退職または死亡した場合の退職金について定めるものである。

(退職金の支給範囲)

第2条 この規則による退職金は、勤続年数1年以上の正職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合はその遺族)に支給する。ただし、自己都合による退職の場合は、勤続年数3年以上の場合に支給する。

(適用除外)

第3条 この規則は、試用期間中の者、嘱託職員、臨時職員及びパートタイマーには適用しない。

(退職金の支給条件)

第4条 正職員が、次の各号に掲げる事由によって円滑な手続により退職し、若しくは解雇され完全に所管の業務の引継を完了した場合に退職金を支給する(第②号以下は、定年退職前の事由)。

- ① 定年に達して退職するとき
- ② 協会の勧めにより円満退職したとき
- ③ 自己都合により退職を願い出て協会が承認したとき
- ④ 協会が業務上の都合により解雇したとき
- ⑤ 休職期間が満了後復職する見込みがなく退職したとき
- ⑥ 業務上の傷病で業務に堪えないこととなり退職したとき
- ⑦ 在職中死亡したとき
- ⑧ その他やむを得ない事由による退職

(支給制限)

第5条 懲戒解雇された正職員には、原則として退職金を支給しない。

- 2 不法行為により退職するときや、退職金の支給日までの間に懲戒解雇その他の懲戒処分に相当する事由が発見されたときは、退職金の支給が制限されることがある。
- 3 退職金の支給後に懲戒解雇その他の懲戒処分に相当する事由が発見された場合は、協会は、当該職員であった者又は第12条に定める者に支給した退職金の全部または一部の返還を求めることができる。

(勤続年数の計算方法)

第6条 退職時における勤続年数は、採用日から退職日までとする。勤続年数に1年未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

2 試用期間は、勤続年数に算入する。

3 次の各号に該当する休職期間については、原則として勤続年数に算入しない。

- ① 自己都合による休職期間
- ② 業務外の事由による傷病での休職期間
- ③ 公職就任休職期間
- ④ 育児・介護休業期間

(退職金の計算)

第7条 退職金の額は、退職時の基本給に別表の勤続年数に応ずる支給率を乗じて算出した額とする。

(功労加算金)

第8条 在職中顕著な功労のあった者については、第7条の退職金の額のほかに功労加算金を、30%を限度として加算することができる。

(退職金の端数計算)

第9条 退職金の最終計算において1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(退職金の支払方法)

第10条 退職金は、原則として一括払いとし、退職の日から1か月以内に全額を支給する。

(支払方法)

第11条 退職金は、口座振込みによって支払う。

2 口座振込みを受けようとする者は、あらかじめ、別に定めるところにより、退職金の振込みを受ける預貯金の口座を協会に届け出なければならない。

(受給順位)

第12条 死亡による退職の場合の退職金を受ける遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則の定める遺族補償を受けるべき者の順位による。

(証明書類の提出)

第13条 前条の規定によって当該労働者に代わって退職金を受領しようとする者は、住民票記載事項の証明書その他協会が必要と認める証明書類を提出しなければならない。

(受給権の処分禁止)

第14条 退職金を受ける権利はこれを譲渡し、または担保に供してはならない。

(債務の弁済)

第15条 職員が退職または死亡した場合で協会に対し弁済すべき債務があるときは、当該職員又は第12条に定める者は受領した退職金の一部又は全部をもってこれを弁済するものとする。

(改正)

第16条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第17条 この規則は2019年6月2日から施行する。
この規則は2023年4月1日から施行する。

退職金規則別表

別表 1 (勤務年数別乗率)

勤続年数	満1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10
自己都合	-	-	1.26	1.68	2.1	2.94	3.78	4.62	5.46	6.3
非自己都合	0.6	1.2	1.8	2.4	3.0	4.2	5.4	6.6	7.8	9.0

勤続年数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20以上
自己都合	7.14	7.98	8.82	9.66	10.5	11.34	12.18	13.02	13.86	14.7
非自己都合	10.2	11.4	12.6	13.8	15.0	16.2	17.4	18.6	19.8	21.0